

「高額かつ長期」について

小児慢性特定疾病の認定を受けた方が指定医療機関で受ける医療において、月額医療費が高額かつ長期にわたり継続すると認定された方は、重症の認定基準を満たさない場合であっても、月額自己負担上限額の算定を重症と同様に軽減されます。該当される方は、必要な書類をそろえて申請してください。

なお、支給認定の変更は、申請を行った日の属する月の翌月からとなります。

(単位：円)

階層区分		階層区分の基準		月額自己負担上限額 (患者負担割合:2割, 外来+入院)		
				一般	重症 又は 高額かつ長期	人工呼吸器 等装着者
A	生活保護	—		0		
B	低所得Ⅰ	市町村民税 非課税世帯	申請者収入 80 万円以下	1,250		500
C	低所得Ⅱ		申請者収入 80 万円超	2,500		
D	一般所得Ⅰ	市町村民税 課税世帯	課税以上 7.1 万円未満	5,000	2,500	
E	一般所得Ⅱ		7.1 万円以上 25.1 万円未満	10,000	5,000	
F	上位所得		25.1 万円以上	15,000	10,000	
入院時の食事療養費				1/2 自己負担		

1 支給要件

(1) 対象者

受給者証の有効期間内で、申請した月より以前の12か月の間に、小児慢性特定疾病に係る1か月の医療費総額(10割)が5万円を超える月が6回以上ある方。

※ 医療費総額は、医療保険の負担額を含みます。(入院時食事療養標準負担額、生活療養標準負担額を除く。)

※ 現在、重症認定されている方や人工呼吸器等装着者の方は、すでに自己負担上限額が軽減されていますので、高額かつ長期が適用されても自己負担上限額に変更はありません。

また、市町村民税非課税世帯の方についても、高額かつ長期が適用されても自己負担上限額に変更はありません。

(2) 期間の算定

申請した月より以前の12か月の期間で算定します。(ただし、支給認定期間に限る。)

例)5月に申請(保健所に提出)した場合 → 前年の6月から算定する

前年												今年							
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
													申請						

2 必要書類

(1) 小児慢性特定疾患支給認定申請書 [様式1-1]

(2) 重症患者認定申告書 [様式4] の“高額かつ長期”に

(3) 医療費総額が確認できる書類 (次のア、イのいずれか)

ア 受給者証・自己負担上限額管理票のコピー (受給者証を持っている方)

イ 医療費申告書 [様式3] 及び 領収書・診療報酬明細等のコピー

※ 医療費総額が確認できるものが必要。領収書に診療内容(認定期間内における認定疾病の治療総点数、薬剤の一部負担金等の内容が確認できるもの)の記載があれば、診療報酬明細書は不要です。

3 申請の受付窓口

住所地を管轄する保健所